

## A.T.カーニー株式会社

### 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：（労働時間の状況に係る数値目標）

長時間労働が認められる労働者群一人当たりの、各月の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数について、計画期間中に3%以上の削減を目指す。

〈対策〉

- 令和8年4月～ 週次で時間外・休日労働時間の状況を把握し、分析する。
- 令和9年4月～ 長時間労働が認められる労働者群について要因分析および改善策を検討する。

目標2：（育児休業等の取得状況に係る数値目標）

計画期間内における男性労働者の育児休業等の取得率を40パーセント（±10%）以内に維持する。

〈対策〉

- 令和8年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度について、全労働者へ周知する。
- 令和8年4月～ 希望者に対して両立を実現しているパパ・ママ社員を紹介する。